

社会福祉法人愛和福祉会役員の  
費用弁償及び役員報酬に関する規定

社会福祉法人 愛和福祉会  
愛 和 保 育 園

社会福祉法人愛和福祉会役員の  
費用弁償及び役員報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、愛和福祉会（以下「本会」という。）の役員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 本会の役員が、その職務のために出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。  
2 前項の旅費の支給方法は、愛和福祉会愛和保育園職員旅費規程により支給する。

(役員報酬)

第3条 役員が理事長の招集に応じて理事会に出席したときは、年間12,000円を上限として、その出席日数1日につき3,000円を支給する。  
2 監事が会計監査のため出席したときは、年間10,000円を上限としてその出席日数1日につき、10,000円を支給する。

(報酬等の支給)

第4条 報酬は出席した日、又費用弁償は旅行する日に支給する。

附則

その規定は、平成13年3月7日より施行する。  
その規定は、平成31年4月1日より施行する。